

平成19年3月1日
農 林 水 産 省

鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉
の不適切な表示に関する調査状況について（第7報）

1月12日から2月28日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示343件が確認されましたが、すべてが撤去・修正され、また、不適切店舗数の割合も減少（▲0.1%）しており、小売店舗においては、引き続き冷静な対応となっています。

1 小売店舗調査の状況

地方農政局等	1月12日～2月16日分		1月12日～2月28日分までの累計				
	調 査 店 舗 数	うち、 不適切 店舗数	調 査 店 舗 数	うち、 不適切 店舗数	うち、 撤去・修 正等をし た店舗数	うち、 拒 否 し た店舗 数	うち、 対応中等 （本部と 相談中） の店舗数
北海道	843	1	993	1	1	0	0
東北	1,798	3	2,285	3	3	0	0
関東	7,682	38	9,742	45	45	0	0
北陸	2,058	52	2,509	52	52	0	0
東海	2,199	12	2,425	12	12	0	0
近畿	7,591	57	8,889	59	59	0	0
中国四国	8,007	50	9,996	51	51	0	0
九州	9,008	119	9,700	119	119	0	0
沖縄	134	1	162	1	1	0	0
総 合 計	39,320 (100.0)	333 (0.8)	46,701 (100.0)	343 (0.7)	343 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)

なお、1月12日から2月16日までの調査結果では、拒否又は対応中の店舗はありませんでした。

2 不適切な表示の事例

撤去・修正を要請した不適切な表示は、

- ・「当店で取り扱っている鶏肉は、○○産であり鳥インフルエンザの該当地域には属さず、問題ありません。御安心して御買い求め下さい。」
 - ・「○○県の健康な鶏が産んだ卵ですので、安心してお召し上がり下さい。」
 - ・「当店の商品は今回報道がありました養鶏場及び半径10km圏内の養鶏場の鶏肉を使用しておらず、安全性が証明されております。ご安心してお召し上がり下さいませ。」
 - ・「発生農場からの生鳥取引はありません。発生農場を中心とした10km以内の区域で移動制限措置がとられておりますが移動制限区域内の生鳥取引はありません。」
 - ・「1/26（土）に確認された鳥インフルエンザについて。＊当社の鶏肉仕入においては、問題ありません。＊詳しくは精肉担当者へ、お聞きくださいませ」
 - ・「宮崎県高崎どりは安全が確認でき次第販売致します ご了承下さいませ」
- 等の内容のものがありませんでした。

3 今後の対応

3月1日午前0時をもって、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生地域のすべてにおいて移動制限区域等の解除がされたことから、緊急的に実施した本調査は終了します。

今後は、引き続き、通常の小売店舗に対する表示状況調査等において、不適切な表示があった場合に撤去等の是正要請を行うこととします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課
食品表示・規格監視室

担 当 者：小林、田中

電 話：03-3502-8111（内線3281、3285）
03-3502-7804（直通）

当プレスリリースのホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>